

販路開拓事業費補助金について
(平成27年度から令和2年度まで実施)

1 事業概要

市内の中小企業者等の振興を図るため、展示会、見本市等を開催又は見本市に出展する企業者等に対して補助金を交付する。

2 補助対象者

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- ・ 中小企業等協同組合法第3条第1号に掲げる事業協同組合、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、これらに準ずる団体で市長が認める者

3 補助対象事業

- ・ 申請者による展示会、見本市、物産展等の開催
- ・ 他の事業者が開催する展示会、見本市、物産展等への出展

4 補助対象経費及び補助額

補助の対象		補 助 額
区 分	経 費	
(1) 自らが主催する展示会等の開催	旅費、宿泊費、運搬費、会場借料、会場装飾費、広告宣伝費	事業費の2分の1以内 (※1小規模企業者は3分の2)以内上限30万円
(2) 他者の開催する展示会等への出展	旅費、宿泊費、運搬費、会場借料(出展小間料)、会場装飾費、広告宣伝費	事業費の2分の1以内 (※1小規模企業者は3分の2)以内上限15万円

※小規模企業者

常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者

5 実績令和元年度

開催件数 4 件

出展件数 5 件

補助金交付総額 1,740,000 円

※販路拡大支援による成約件数：695 件

令和2年度

出展件数 2 件

補助金交付総額 230,000 円

※販路拡大支援による成約件数：7 件